

藤が岡つどいの広場事業業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 募集の目的

本市では乳幼児とその保護者が気軽につどい、交流の促進を図るとともに、子育てアドバイザーによる子育て相談や援助、地域の子育て関連情報の提供を通じて、地域の子育て機能を高め、保護者の育児にかかる心身の負担軽減及び子どもの健やかな育ちの促進を目的とした藤沢市地域子育て支援拠点事業を市内4か所で実施しています。

地域子育て支援拠点事業のつどいの広場運営事業者には「子育て家庭の交流を促進する力」、「子育て家庭の相談を受け止め、必要な援助に繋げる能力」「安定的、継続的に事業を実施できる能力」、「地域の子育て支援関係者や関係行政機関などと連携を図る能力」が必要不可欠です。

4か所のつどいの広場のうち、藤-teria で実施する「藤が岡つどいの広場」について、より効果的かつ効率的に実施できるよう、民間事業者の専門的な知識や経験、提案等を求めるため、プロポーザル方式により広く事業者を公募するものです。

2 事業の概要

(1) 事業の名称

藤が岡つどいの広場事業業務委託

(2) 実施場所

藤沢市藤が岡二丁目3番5号 藤-teria 2階 藤が岡つどいの広場

(3) 施設の概要

「藤-teria」は藤が岡保育園の建て替えに合わせて、PFI法に基づく事業として整備を行い、民間施設と保育園周辺の公共施設を集約し複合施設として2021年（令和3年）4月に供用開始をしました。

敷地内を南北に走る「藤が岡ストリート」を境に、東側に公共施設、西側に民間収益施設を配置し、相乗効果により施設の魅力アップ、多世代交流の機会の増加を図られることを目指しています。

藤が岡つどいの広場の運営にあたっては、このような施設の特性を踏まえた提案を求めます。

【参考】「藤-teria」ホームページ

<https://www.fujigaoka-ikiiki.com/index.html>

ア 「藤-teria」入居施設

区分	施設名称	階	備考
公共施設	藤が岡保育園	1階	病児保育
	藤が岡つどいの広場	2階	
	藤が岡市民の家	2階	
	チンチロ児童クラブ	2階	
	大道子どもの家	2階	
	安全・安心ステーション兼	1階	

	コミュニティスペース		
	防災備蓄倉庫	地下1階	
	藤が岡保育園（調理部門）	地下1階	
民間収益施設	小規模多機能型居宅介護施設	3階	
	フィットネススタジオ	2階	
	言葉の相談室	2階	
	小児科クリニック	1階	
	歯科クリニック	地下1階	
	薬局	地下1階	
	多目的ホール	地下1階	

イ 藤が岡つどいの広場概要

鉄筋コンクリート構造2階建て2階部分の一部

施設名称	面積	施設名称	面積
子育て広場	94.51 m ²	授乳室	4.60 m ²
専用屋外園庭	67.98 m ²	給湯室	3.45 m ²
屋外倉庫	4.99 m ²	みんなのトイレ	7.47 m ²
事務コーナー	5.60 m ²	トイレ	2.39 m ²
更衣・相談室	4.45 m ²	玄関	3.11 m ²
収納	1.22 m ²	玄関ホール	11.36 m ²
合 計		211.13 m ²	

ウ 藤が岡つどいの広場の平面図・附属設備・備品

別紙「藤が岡つどいの広場事業業務委託 仕様書」のとおり

(4) 委託期間

ア 2024年（令和6年）4月1日から2025年（令和7年）3月31日まで

イ 事業の趣旨・目的が適切に実現され、良好な運営が行われていることを本市が確認した場合は、上記委託予定期間終了後の最大2年間について、公募によらず当該事業者と委託契約することができるものとします。ただし、契約は単年度契約とし、予算の議決をもって成立します。

(5) 委託業務内容

ア 子育て中の保護者同士が交流できる場の提供、運営及び交流の促進

イ 育児不安等についての個別相談、援助の実施

ウ 育児情報の提供

エ 子育て支援に関する講習等の実施

オ 短時間預かり事業の実施

カ その他子育て支援に関すること

※詳細は別紙の「藤が岡つどいの広場事業業務委託 仕様書」に定めるとおりとします。

(6) 委託料

委託料は、年額で5,452,000円（非課税）を上限とします。

※光熱水費、電話料金や施設の維持管理に係る費用は市が負担します。

(7) 支払い条件

年4回払いとする。

支払い予定 正当な請求を受けた日から起算して30日以内

3 発注者及び提案募集事務局

(1) 発注者

藤沢市長 鈴木 恒夫

(2) 提案募集事務局

藤沢市役所 子ども青少年部 子育て企画課 子育て支援担当

所在地：〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1

電話：0466-50-3562

メールアドレス：fj2-kodomo-se@city.fujisawa.lg.jp

4 提案事業者に要求される資格要件

運営事業者は、2024年（令和6年）1月1日現在で次のすべての要件を満たす者とします。

- (1) 神奈川県内の官公庁が実施する子育て支援に関する活動実績がある団体（NPO法人、子育て支援事業を実施している企業等）であること。
- (2) 納付すべき地方税及び国税を滞納している者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てをしている者でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。ただし、会社更生法にあっては、更生手続き開始の決定、民事再生法にあっては、再生手続き開始の決定を受けている者を除く。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を役員、代理人、支配人その他の使用人又は代理人として使用する者でないこと。
- (6) 藤沢市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。同要綱に基づく参加資格者名簿に登載のない事業者についても、指名停止と同等の事項がないこと。

5 参加表明

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、「4 提案事業者に要求される資格要件」を確認の上、次の書類を期間内に、決められた方法により提出してください。

提出後、事務局で資格要件について確認し、参加表明書の提出者に対し、2024年（令和6年）1月23日（火）までに電子メールで結果を通知します。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式1） 1部
- イ 団体概要書（様式2） 1部
- ・定款や事業概要（任意団体の場合は総会資料）
 - ・役員名簿（最新のもの）及び代表者の経歴書
 - ・現在運営している施設の概要、既存パンフレット
- ウ 直近2年間の財務状況がわかる書類 任意様式・写し可 1部
- ・企業の場合は貸借対照表、損益計算書及び監査報告書等
 - ・NPO法人の場合は活動計算書、貸借対照表、財産目録等
- エ 法人登記簿謄本 1部（3か月以内に発行されたもの）写し可
※任意団体は不要です。
- オ 納税証明書 各1部 ※任意団体は不要です。
次の地方税及び国税に関する納税証明書等（3か月以内に発行されたもの 写し可直近1過年度分）を提出してください。
- ・法人県民税、事業税
県税事務所が発行するもの
収益事業を行わないNPO法人等で、課税が免除されている場合は、課税免除を確認できる資料（課税免除決定通知書等）の写しを提出してください。
 - ・法人税・消費税及び地方消費税
本店所在地を所管する税務署で発行するもの。
免税事業者についても「未納の税額のないことの証明書」が発行されるので必ず提出してください。
 - ・固定資産税
市内に固定資産がない場合は、無資産証明書を提出してください。
 - ・藤沢市の法人市民税（市内に事業所がない場合は不要）
藤沢市が発行するもの。
- カ 主な子育て支援の活動実績（様式3） 各1部
神奈川県内の地方公共団体が実施する子育て支援に関する活動実績が確認できる契約書等（写し）を添付してください。（履行中の案件も含む。）
- キ 誓約書（様式4）

(2) 提出期間

2024年（令和6年）1月5日（金）から1月19日（金）まで

(3) 提出方法

「3（2）提案募集事務局」あてに、持参又は郵送（書留、簡易書留、特定記録郵便に限る）で提出してください。持参する場合は、土日祝日を除く提出期間内の午前9時から正午及び午後1時から5時のみ受付します。郵送で提出する場合は、電話にて事務局に書類が到着しているかの確認を必ず行ってください。

6 質問事項の受付及び回答

本要領及び仕様書等に関する質問の受付及び回答方法については以下のとおりです。

(1) 受付期間

2024年（令和6年）1月5日（金）から1月19日（金）午後5時まで

(2) 提出方法及び提出先

質問書（様式5）に必要事項を記入の上、電子メールで提出してください。提出の際は、電子メールのタイトルを「プロポーザル質問書」とし、電話にて事務局にメールが到着しているかの確認を必ず行ってください。

提出先電子メールアドレス：fj2-kodomo-se@city.fujisawa.lg.jp

(3) 回答方法

2024年（令和6年）1月23日（火）午後5時までに、藤沢市子育て企画課「藤が岡つどいの広場事業業務委託公募型プロポーザル実施について」のホームページ上で回答

(4) その他

ア 質問がない場合は、質問書の提出は不要です。

イ 質疑の趣旨を確認するため、事務局から担当者に連絡する場合があります。

ウ 回答に対する再質問は受付しません。

7 企画提案書等の提出

参加資格の確認を受けた提案者は、次の書類を期間内に、決められた方法により提出してください。

(1) 提出書類

次に掲げる書類をファイルに綴じ、書類ごとにインデックスを付けて提出してください。

①企画提案書（様式6-1）

②業務実施体制表（様式6-2）

③見積書（様式6-3）

（※見積額5,452,000円（非課税）を超える場合、失格となります。）

(2) 提出部数

各書類につき、正本1部、副本9部

(3) 提出期間

2024年（令和6年）1月25日（木）から2月5日（月）午後5時まで

(4) 提出方法及び提出先

「3（2）提案募集事務局」あてに、持参又は郵送（書留、簡易書留、特定記録郵便に限る。）で提出してください。持参する場合は、土日を除く提出期間内の午前9時から正午及び午後1時から5時のみ受付します。郵送で提出する場合は、電話にて事務局に書類が到着しているかの確認を必ず行ってください。

(5) その他

ア 所定の様式が定められている場合、所定の様式以外の書類を提出された場合は失格とします。

イ 企画提案書提出締切後の変更及び追加提出は認めません。

ウ 提出書類は理由の如何に関わらず返却しません。

エ 企画提案書の提出は、1事業者につき1提案のみとします。

8 プレゼンテーション

企画提案書の審査及び優先交渉権者の選定を行うため、次のとおり実施します。

- (1) 実施日時 2024年(令和6年)2月19日(月)
プレゼンテーションの開始時間については別途通知します。
- (2) 会場 〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1
藤沢市役所本庁舎内 3-3会議室(予定)
- (3) 時間配分 1事業者当たり30分(準備5分、プレゼンテーション25分以内)、
その後質疑の時間を30分程度用意します。パソコンを使用する場合は
準備時間内に用意してください。
- (4) 機器の使用 プレゼンテーションでパソコンを使用する場合は、提案事業者が持参
してください。プロジェクター(VGA端子・HDMI含)、スクリーン、
指示棒、マイクについては、市が用意します。
- (5) その他 プレゼンテーションへの参加人数は3名以内とします。
提案事業者ごとのプレゼンテーションの時間等の詳細については、
2024年(令和6年)2月7日(水)までに通知します。

9 審査

「藤沢市地域子育て支援拠点事業運営事業者選考委員会設置要綱」により設置された選考委員会の各委員により厳正に審査を行います。なお、審査については、別紙「藤が岡つどいの広場事業業務委託運営事業者選考基準要領」に基づき行います。

10 評価方法

評価は業務遂行能力、企画提案、価格による総合評価とします。

評価方法は「藤が岡つどいの広場事業業務委託運営事業者選考基準要領」に基づき、得点化した数値により行い、その合計点数が最も高い提案事業者を優先交渉権者とし、2番目に合計点数が高い提案事業者を次点者として選定します。ただし、総合計点数が6割以上であることを条件とします。

審査の結果、合計点が同点となった場合は、藤が岡つどいの広場事業業務委託運営事業者評価基準・採点表の審査項目の2「事業計画」(2)活動内容の得点が高い者を上位とします。

なお、企画提案者が1者だった場合については、総合計点数が6割以上である場合についてのみ、当該企画提案者を優先交渉権者とします。

11 選考結果の通知

選考結果は、2024年(令和6年)2月26日(月)までに文書で通知を行う予定です。

12 契約の手続き等

- (1) 選考の結果、市は優先交渉権者となった者と協議し、随意契約の方法により本業務

委託に係る契約の手続きを進めることとします。

- (2) 仕様については、優先交渉権者の提案に基づき、市と優先交渉権者で調整した上で決定します。
- (3) 優先交渉権者との協議が整わない場合や、優先交渉権者が辞退した場合等、優先交渉権者と契約が不可能になった場合については、次点者と協議するものとします。
- (4) 契約に際しては、本市の契約規則を遵守することとします。

1.3 スケジュール（予定）

日 程	内 容
令和6年 1月 5日(金)	実施要領配布、参加表明・質問受付開始
1月19日(金)	参加表明・質問受付終了
1月23日(火)	質問回答予定日
1月25日(木)	提案書類提出開始
2月 5日(月)	提案書類提出期限
2月 6日(火)	参加申込辞退届提出期限
2月 7日(水)	選考委員会のプレゼンテーション時間等通知
2月19日(月)	選考委員会（プレゼンテーション・ヒアリング）
2月26日(月)	選考結果通知期限
選考結果通知後	協議
4月 1日(月)	契約締結、事業開始

1.4 提案の無効に関する事項

次の各号に該当するときは、その提案事業者の提案は無効とします。

- (1) 提出物に虚偽の記載があるとき
- (2) 優先交渉権者の選考時点において本実施要領の「4 提案事業者に要求される資格要件」に掲げる資格がないものが提案したとき
- (3) 2件以上の提案をしたとき
- (4) 自己のほか、他の代表者を兼ねて提案したとき
- (5) 提案に関して談合等の不正行為があったとき
- (6) その他、市が指示した事項及び本提案に関する条件に違反したとき
- (7) 企画提案者及びその関係者が、事前に選考委員会委員に接触した事実が認められたとき

1.5 その他

- (1) 企画提案書の作成費用、旅費等応募に要する経費は、すべて企画提案者の負担とします。
- (2) 提出書類の著作権は企画提案者に帰属します。なお、提出書類は本業務以外の目的で使用することはありませんが、本案件に係る情報公開請求があった場合は、「藤沢市情報公開条例」（平成13年条例第3号）に基づき、提出書類を公開することがあ

ります。

- (3) 参加表明後、参加を辞退する場合は、参加申込辞退届（様式7）に必要事項を明記のうえ、2024年（令和6年）2月6日（火）午後5時までに子育て企画課に持参又は郵送（書留、簡易書留、特定記録郵便に限る。）で提出してください。持参する場合は、土日を除く提出期間内の午前9時から正午及び午後1時から5時のみ受付します。郵送で提出する場合は、電話にて事務局に書類が到着しているかの確認を必ず行ってください。
- (4) 令和6年度予算が藤沢市議会において議決されない場合は、本プロポーザルは無効となる場合があります。

以 上